

短時間労働者への私学共済の適用拡大について

1. 機能強化法関係

- ・ 機能強化法（※1）により、平成28年10月から私学共済でも短時間労働者を加入者とするところ、その詳細を政令で定めるに当たり、厚生年金保険及び健康保険の短時間労働者の要件（※2）に倣って定めることとすること

※1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

- ※2
- ・ 所定労働時間が週20時間以上
 - ・ 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）
 - ・ 勤務期間1年以上見込み
 - ・ 学生でないこと
 - ・ 従業員501人以上（法人単位）

2. 国民年金法等改正法案関係

- ・ 国民年金法等改正法案（※1）で予定されている厚生年金保険及び健康保険の改正案の内容に倣って、政令の内容を改正すること（※2）
- ・ また、施行日についても、厚生年金保険及び健康保険の改正と同日（※3）とすること

※1 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（国会提出済み、継続審議中）

※2 教職員500人以下（法人単位）の学校法人等においても、労使の合意に基づき短時間労働者を加入者とすることができることとする

※3 現在未定。国民年金法等改正法案の成立時期による

機能強化法(※)について

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)

機能強化法の主要項目

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。

(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行 → 先送り)

- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度（平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定）を平成26年度と定める。

(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)

- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。

(平成28年10月から施行)

- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。

(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行 → 平成26年4月から施行)

- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。

(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)

- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

平成28年10月施行の適用拡大の枠組み（全体）

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正するもの。
- 厚生年金保険及び健康保険において、短時間労働者を被保険者とする。

【改正内容】

現行

「1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数」が、「当該企業等において同種の業務に従事する通常の従業員等の所定労働時間及び所定労働日数」のおおむね4分の3以上である従業員等

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)

- 以下の要件全てを満たす場合
- ① 所定労働時間が週20時間以上
 - ② 月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
 - ③ 勤務期間1年以上見込み
 - ④ 学生でないこと
 - ⑤ 従業員 501人以上(※)の企業

3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。
(法律に明記)

対象者数:約25万人

(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

私学共済制度における適用拡大について

機能強化法による私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「私学共済法」）の改正により、平成28年10月以後、

- (1) 短時間勤務の私学教職員等の私学共済加入者資格を定めるため、加入者とならない「常時勤務に服しない者」の要件を、政令で定める
- (2) 加入者とならない「専任でない者又は臨時に使用される者」の範囲について、政令で定める（これまでは解釈により対応）こととなった。

私学共済法 (加入者)

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一 船員保険の被保険者

- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者



- 二 専任でない者又は臨時に使用される者であって、政令で定める者
- 三 前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者

平成28年6月1日現在

平成28年10月1日施行（平成24年法律第62号）

私学共済制度における適用拡大について

【私立学校教職員共済法施行令の改正内容(案)】

短時間労働者への適用拡大 (平成28年10月～)

現行

「1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数」が、「当該学校法人等において同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数」のおおむね4分の3以上である教職員等



以下の要件全てを満たす場合

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 教職員 501人以上(※)の学校法人等

(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」

即ち、

「上記①～⑤のいずれかを満たさない者」を、加入者としなないこととする(政令案)

加入者とならない「専任でない者又は臨時に使用される者」の詳細については日本私立学校振興・共済事業団の共済規程で定めることとする(案)

※なお、国共済・地共済においては、短時間労働者は組合員とせず、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とする整理。

適用対象となる短時間労働者

厚生年金保険及び健康保険

以下の要件全てを満たす場合

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 従業員 501人以上(※)の企業

私学共済制度

以下の要件全てを満たす場合

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 教職員 501人以上(※)の学校
法人等

(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

●本研究会においてお諮りする事項

私学共済制度における短時間労働者の要件を、厚生年金保険及び健康保険における短時間労働者の要件に倣って定めることとすること

国民年金法等改正法案(※)について

※公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案

(国会提出済み、継続審議中)

国民年金法等改正法案の概要

(1) 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

(平成28年10月実施)

(2) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

(平成31年4月施行)

(3) 年金額の改定ルールの見直し

(①は平成30年4月、②は平成33年4月施行)

① マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

② 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

(4) 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織等の見直し

(平成29年10月（一部公布日から3月以内）施行)

(5) 日本年金機構の国庫納付規定の整備

(公布日から3月以内施行)

※(1)については平成28年10月1日施行を予定しているが、それまでに同法案が成立しない場合、施行日は修正されることになる。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（全体）

- 厚生年金保険及び健康保険において、従業員数500人以下であっても、労使の合意に基づき、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を可能とする。
- 国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。

【改正内容】

平成28年10月施行決定

従業員 501人以上の企業
→適用拡大を実施する



平成28年10月施行予定

従業員 501人以上の企業
→適用拡大を実施する

従業員 500人以下の企業
→労使の合意に基づき、適用拡大を
可能とする

適用対象となる短時間労働者

厚生年金保険及び健康保険

【機能強化法による改正(再掲)】

以下の要件全てを満たす場合

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 従業員 501人以上(※)の企業

私学共済制度

【私学共済の政令改正案(再掲)】

以下の要件全てを満たす場合

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 教職員 501人以上(※)の学校法人等

【国民年金法等改正法案による改正案】

- ⑤ 従業員 501人以上(※)の企業
従業員 500人以下(※)の企業の場合、労使の合意に基づき、適用拡大を可能とする

【私学共済の政令改正案】

- ⑤ 教職員 501人以上(※)の学校法人等
教職員 500人以下(※)の学校法人等の場合、労使の合意に基づき、適用拡大を可能とする

(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

●本研究会においてお諮りする事項

- ①私学共済制度においても、厚生年金保険及び健康保険の改正案の内容に倣って労使合意に基づく適用拡大を可能とするよう政令を改正すること
- ②施行日についても、厚生年金保険及び健康保険の改正と同日とすること